

令和5年度山形県学生応援クリーンアップ事業実施業務委託仕様書（企画提案用）

1 業務の名称

令和5年度山形県学生応援クリーンアップ事業実施業務委託

2 業務の目的

庄内海岸の清掃活動等を通し、県内外の大学生が海岸漂着物問題に関する普及活動に取り組むとともに、海岸漂着物の実態について理解を深めることにより、今後の海岸漂着物対策に係る活動を主導するリーダーの育成を目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和5年10月31日まで

4 対象海岸

酒田市飛島の海岸を基本とする庄内の海岸

5 実施規模

学生100人×5日間=500人（延べ人数）

6 業務の内容

- (1) 海岸クリーンアップ参加学生の募集を行う。
- (2) 学生による海岸クリーンアップを実施する。
- (3) 全行程中に海岸漂着物の専門講師による座学講座を1回以上実施する。
- (4) 荒天時は海岸クリーンアップに替えて、座学研修プログラムを実施する。
- (5) 事業終了後に参加者に対してアンケートを実施し、結果を報告する。

7 業務の具体的な実施方法

- (1) 参加者の募集
県内外の大学生に対して事業のPRを行い、参加者の募集を行う。
- (2) 学生による海岸クリーンアップの実施
 - ①参加学生の集合・解散場所と居住地の移動手段について調整を行う。
 - ②実施行程中の参加者の移動手段、宿泊場所の調整を行う。
 - ③参加者及び従事者を対象に旅行傷害保険に加入する。
 - ④海岸漂着物の専門講師、各種座学研修プログラムの講師の依頼、又、会場の調整を行う。
 - ⑤学生による海岸クリーンアップを実施する。
- (3) 参加者に対してアンケートを実施し、今後の海岸漂着物対策事業の課題を抽出する。

8 関係書類の整備

委託業務に係る会計は、他の業務に係る会計と区別して経理するとともに、会計関係帳簿等の本業務に係る書類を5年間保存すること。

9 業務実施上の留意事項

- (1) 業務の一括再委託の禁止
受託者は、受託した業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、

県と協議の上、業務の一部を委託することができる。

(2) 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いについては、山形県個人情報保護条例（平成12年10月31日付け山形県条例62号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(3) 守秘義務

受託者は受託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のため利用することができない。また、業務委託終了後も同様とする。

(4) 適正な労働条件の確保

受託者は、従事者の雇用にあたっては、労働基準法、最低賃金法及び労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守すること。

(5) 事業実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染予防に努めること。

10 その他

(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の発令や、新型コロナウイルス感染症まん延防止のための政府要請等により事業の一部を中止する場合がある。

(2) 受託者は本仕様に疑義が生じたとき、又は本仕様書により難い事由及び記載されていない事項が生じたときは、県と速やかに協議を行い、その指示に従うこととする。